

令和4年第2回
利根町議会定例会会議録 第2号

令和4年6月6日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	青木 正道 君
政 策 企 画 課 長	布袋 哲朗 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀谷 英一 君
税 務 課 長	大越 達也 君
住 民 課 長	松永 重生 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
子 育 て 支 援 課 長	花嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	狩谷 美弥子 君
生 活 環 境 課 長	飯田 喜紀 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	松本 浩睦 君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越 聖之 君
建 設 課 長	中村 敏明 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清水 敬子 君
会 計 課 長	本谷 幸洋 君
学 校 教 育 課 長	中村 寛之 君

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 宮本正裕
書記 荒井裕二
書記 辰尾尚美

1. 議事日程

議事日程第2号

令和4年6月6日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、一般質問について確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは、議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

1番通告，10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） おはようございます。今回は私，第1番として質問させていただきますので，よろしくお願い申し上げます。

町の農業について伺います。

基盤整備事業は、現在、文地区で実施され、次は布川地区を予定していると聞いております。東文間地区と文間地区は終了しているため、今後10年以内には町全体で整備されると思います。そして、町全体に整備が終われば、農作業の効率化が図られ、負担軽減につながります。

一方で、全国的に担い手不足が叫ばれ、利根町においても例外ではない状況で、2020年農業センサスによると、農家戸数は381戸で、5年前に比べ121戸減少しております。農業就業人口における65歳以上の高齢者が占める割合は約82.5%となっており、今後も急速な農業離れが予想されます。数年後には農業を離れるという方もいると思いますが、その方々は農地を貸す、もしくは売却するしかありません。しかしながら、その農業経営体が減少しているので、それもままならないのではないかと危惧しております。

現在、本町で農業を経営する法人は、東文間地区に三つしかありません。利根町の基幹産業は農業で、米作りであります。

そこで、今後の町の農業について、次のことをお伺いしたいと思います。

まず一つとして、農業の担い手の確保や育成について、町の考えを伺います。

2番、3番については、自席で伺います。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さんおはようございます。

それでは、若泉議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、農業就業人口の高齢化や減少に伴って、後継者に継承されず、農家離れが進むことが見込まれております。そのような農家の農地を遊休農地とせず有効に利用するためには、担い手への集積が必要不可欠と考えております。

農業の担い手の確保や育成につきましては、認定農業者や利根町人・農地プランに位置づけされた地域の担い手、さらに経営規模拡大意向の農家に対し、農地の集積・集約化の促進や、効率的かつ安定的な農業経営のための補助金制度や、低金利融資制度の周知を行ってまいります。また、新たに農業経営を営もうとする方には就農相談から経営定着の段階まで、きめ細かに支援していくことが重要であり、そのために、農地については利根町農業委員会や農地中間管理機構、栽培技術・経営面についてはつくば地域農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と協力し、将来的には認定農業者へと誘導していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、町長のほうから、これからの農業に関しての答弁がござい

ました。そこで、私、冒頭でも言いましたように、農業に関しては、利根町は本当に米作りが主体だと私自身、皆さんも思っていることと思います。

そこで、今、利根町では、西部地区として文地区を基盤整備、その文地区が終わるか終わらないうちには、南部の布川地区も工事に入って行くのかなと私は思っております。そうしますと、町全体の基盤整備が終わり、本当に農家の方も仕事がやりやすくなるのかなと、そのように早くするためには、まずは基盤整備を急ぐということが、これは大切なことかなと思います。

それでそのようにするには、まずはいろいろな現状として問題があると思います。私、先ほども言いましたけれども、本当に法人化されてやっているのは、東文間地区で三つの団体、それしかありません。でも、東文間で三つの今の法人団体があれば、東文間地区はそれで賄えるのかといたら、賄えないのかなと私は思いますが、その件に関して課長にちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 今、3法人しかなくて農地賄えるのかという御質問だと思うんですけども、利根町のほうで人・農地プランというのを各地区ごとに、文、布川、文間、東文間と各地区ごとに地域の住民の方々の話合いの下に人・農地プランというものを策定しております。

その中で、アンケートをした結果でございますが、地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計のうち、後継者未定の農地、後継者がまだ不明の農地、いわゆる出し手側の農地の面積より、地区内における受け手側の耕作面積のほうが全地区ともアンケート上、数字上は今のところは大きくオーバーしているということでもありますので、今の段階では賄えるというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、東文間地区に対して、私、課長にお伺いしたわけなんですけど、今課長は、現在のところはどこの地区も賄えるであろうという答弁でございますが、今現在は確かに賄えると思います。実際に農業をしている方の年齢から見ると、約70歳近いのかな。今は機械化されていますから、それと基盤整備が完全にできていれば、元気なら80歳まではできると思います。

ですが、80歳までできるという年齢は健康ならできると思いますが、問題は、そこで今使っているその機械ですね。コンバインであれ、トラクターであれ、大きなもの、まだいろいろとありますよね。そうしますと、例えばコンバインが壊れてしまったら、私、金額的には分からないですけども、500万円以上はすると思うんですよね。それで、その方が耕作している面積、3ヘクタール以下だったら、まずこれは合わないです。ですから、そこで例えばコンバインが壊れるとか、それからトラクターが壊れるとか、何か大きな機械が壊れた時点で諦めなくちゃいけないのかなと、そういう方々が増えてくるのかなとこ

れから思うんですよ。

私は今現在、高齢の方でやっている人がいつまでやれるかよりも、問題は、今使っている農機具のほうの寿命、そちらのほうが問題なのかなと私は思いますけれども、そうしますと、自分はまだできるんだけれども、何百万円も出して機械を買ってそれでやろうという、そういう気持ちにはなれないのが、普通の方の、3ヘクタール弱の人だったら、そのように考えるのが当たり前なのかなと思います。

そうしますと、そのようになりますと、今、東文間地区は法人の方が3団体あります。それで大きくやっております。それは私も分かっております。しかしながら、東文間全体を考えて、今の3地区だけでは、とてもじゃないが間に合いません。ですからその辺を、例えば東文間一つだけを考えても、また東文間地区だけに、今三つの法人がありますけれども、さらに3団体やそこらの法人の方が、やってくれる方を探さなければいけないのかなと思いますが、その辺に関しまして、課長はどう思いますか。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 確かに、法人は今のところ三つしかありませんが、それ以外に受け手側といたしまして、法人と認定農業者と担い手になっている方々は、それぞれ各地区に法人以外にもいらっしゃいます。

それで先ほど若泉議員のほうがおっしゃっていましたが、農業用の機械が壊れて離農されるという方もあろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても、人・農地プランのほうで地区ごとに農業を担っていく世代、これから地域の農業を担っていく世代などが人・農地プランの実質化に取り組みながら、地域の話合いを活性化させて、将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか、誰に農地を集積・集約化していくかというのを、地域の皆さんでこれから話合いをしながら決めていく必要があると考えております。

先ほど、法人もっと増えたほうがいいということを議員のほうおっしゃっていましたが、そちらは3番目のほうの質問になりますが、法人のほうもメリット等ございますので、できれば増えていただければというふうには考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ただいま課長のほうで、人・農地プランの中で話合いをしていくんだと、そういうことでございますが、現にその話合いというのは既にやっていて、ある程度の結果というか、そういうのは出ているんですか、その考え方。今現在やっている方で、将来は私はこのようにしたいんだよ。私は農業は離れるんだとか、またもっと大きくしたいんだとか、いろいろ話合いの中で出ていると思いますが、もしよかったら、その話の中の少しでもいいから聞かせてください。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 人・農地プランは、今現在策定さ

れておりまして、ホームページのほうで公表のほうもさせていただいております。

その中で、やはり5年後、10年後先までを考えて、地域の農業において中心的役割を果たす中心経営体という方が位置づけされております。そちらのほうは、東文間地区で14経営体、文間地区で37経営体、文地区で12経営体、布川で6経営体というふうになってございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今の課長の答弁ですと、人・農地プランの中の話合いもそれなりに進んでいるということでございますので、これを本当にもっと内容を充実して、それのできることなら農業を続けていけるような、そのようにしていってほしい。それにはやっぱり町の協力が一番かなと私は思っていますので、どうぞその点もよろしくお願ひします。

それでは、2番のほうに移ります。

2番目といたしまして、農業をリタイアする方の農地の貸し借りや売却のあっせんについて、町の考えを伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 離農された農家や今後離農意向農家の農地の賃貸借や売買のあっせんにつきましては、農地中間管理機構を中核的な事業体と位置づけ、利根町農業委員会などとの連携により、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下、両者を適切に結びつけ、農地の集積・集約化を積極的に支援してまいります。

さらに、これから基盤整備を行う地区につきましては、換地原案の作成前に意向調査を実施し、その意向に沿った形で換地原案を作成することにより、経営規模拡大意向の農家への集積がさらに進むことと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、課長の答弁で考え方はよく分かりました。確かに、私、今2番目として質問しております。リタイアする方は多くなるのかなと思いますので、それに伴って土地を売却する方、また貸して何とか土地だけは自分で持っていたい方、それはいろいろとその人によって考え方は違うと思いますが、いずれにしても、これは将来的というよりも、もう現にその時代が来ているのかなと思いますので、この件に関しても、町としてもよく協力し合ってやっていただければと思います。2番目はこれで分かりましたので、よろしいです。

次、3番目といたしまして、文、布川、文間、東文間に分けて考えた場合、各地区における農業法人化の推進について、町の支援や取組を伺いますので、よろしくお願ひします。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 各地区における農業法人化の推進についてでございますが、早くに基盤整備が終了した東文間地区においては、三つの農業法人が設立され、離農された農家の農地の受け手になり、地域の担い手として年々経営規模拡大が図られております。

現在、利根町には、この3法人を含め、認定農業者が29名おります。認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した計画を作成し、町が認定する制度でございますが、この認定農業者の中に法人化の検討を掲げている方が文地区に1名、文間地区に1名おりますので、法人化に向け関係機関と連携し、支援していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、課長のほうから説明ございました。認定農業者が、今現在29名いると、これ利根町全体ですがね。それで、法人化を考えている方が文地区で1名、文間地区で1名、そういう答弁でございましたが、では、この29名の担い手の方が将来的に大きくしていきたい、今現在よりも。それで、最終的には法人化して、今、東文間で三つの法人がありますが、そのようにしていきたいという考えは持っていると思いますが、果たしてこの29名の方のうち大体、課長が今現在この方はやってくれるのかなとか、そういうのがどのくらいいると思いますか、3分の1とか半分とか。課長が現在思っている考え、ちょっと分かれば答弁してください。分からなければ結構です。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 認定農業者の中で何名の方が法人化を検討しているかというのは、先ほどの文地区の1名と文間地区の1名ということは、意思表示されている方がいらっしゃるんですけども、それ以外の方につきましては、ちょっと把握はできておりません。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ですから、東文間の三つの法人がありますが、これが今、利根町全体から見ても、モデルだと思っんですよ。モデルである東文間地区でも、じゃあ東文間地区全体の農地を賄えるかといったら、賄えないわけなんですよね。

さらには、東文間地区においても、その後、最低でも三つかそこらの法人の方、やってくれる方がいなければ、東文間全体の農地というのは賄えない。そうしますと、賄えないということになりますと、先ほども言いましたけれども、農機具の関係で離れる方、それから自分の年齢で離れる方、これは年々増えていきます。そうしますと、やってくれる方がいなければ、その農地はどうなるかということになりますよね。そこが問題なんですよ、これからの利根町の農業は。

せっかく基盤整備、全地区これからやりますけれども、これに関しても、町としてもお

金は出しているわけですよ。要するに、東文間地区は、あの頃はお金を自分たち自身も出しました。お金出さなければ、減歩として提供しました。ですから、実際には出していると同じなんですよ。でも今現在は、ほとんどお金そのもの、工事費そのものは出さなくても国、県、町のお金でやっているような状況です。必要経費、これはしようがないですよ。これはかかるんです。これだけは地主さんが持ちますけれども、ですから前から比べたら、その基盤整備もただ同然でやっていただけるような、大変よい状況なんですよ。

でもやっぱり自分が年取れば、幾ら基盤整備が出来上がってやりやすくなっても、体がどうしようもない。また、結局さっきからも言っていますけれども、大きな機械が壊れたら買い換えまでしても、これはやっても合わないというのは分かりますから、ですからそこでどちらかが、年齢か機械かどちらかが駄目になったら、もう離れるしかない。離れたら残るのは、農地だけなんです。その農地、結局、面倒見てくれる方、じゃあ俺が作ってあげるよと、そういう方がどんどんいければ、それはそれでいいんです。でなかったら、じゃあうちのほうで買いますよと、そういうふうになれば問題はないんですけれども、そういう点でもうまくはいかないのかなと思うんですよ。

それで、はっきり言って、私、前に聞いた話ですから、これは確かだかどうか分かりませんが、基盤整備やった後10年間というのは売却、それはできないと聞いていますけれども、それが今可能なのは、東文間地区はもう10年過ぎていますから、それは売ることとはできると思いますけれども、文間地区は終わっていますけれども、まだ10年はたっていないから売却することはできるのかどうか、その辺ちょっと、課長、答弁お願いします。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 基盤整備を終わって、たしか8年間は農地から別のものにできないというふうには思っていたんですけれども、売買に関しては、ちょっと申し訳ございませんが今現在把握してないので、ちょっと答弁のほうはできないということです。すみません。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） もう過去の話なんですけど、10年と聞いていましたけれども、今課長は8年と言いました。でも8年でも、まだ文間地区はそれに該当しないわけですね。さらに今やっている文地区もそう、これから行う南部ですか、そちらのほうもまだ該当はしない。ですが、今、文地区でやっている方、私は最初から、これは換地委員の方が歩いて、どうしますか、売る気持ちありますかとか、そういう言葉を取って、売る方はすぐに売ってしまうと思うんです。そのようなことはできると思うんですよ、現に。

ですから、布川地区であろうと文地区でそれはできますけれども、文間地区においてはもう既に終わってしまって、売るということはまだ8年未満ですからできないのかなと思うんですが、そうなりますと、特に最初から私言っていますように、年齢でやめる農家の方、農機具が壊れてしまってやめなくちゃいけない方、そういう方が受けてくれる相手が

いれば問題はないんだけど、今のところではちょっと、先ほど課長が言ってくれました、文間地区で将来的にやろうとか、法人化に向けてやろうと、これが1人、文地区でも1人。ということは、とてもじゃないが、その1法人ぐらいでは賄い切れない。ですから、これを何とか町が協力して、何とかやってくれる方を探すというよりも、やってくれる方をつくらなくちゃいけないのかなと、これが町の最大の努力かなと思うんです。そうしないことには、結局は耕作放棄地、そういうものがどんどん増えてしまう。

せっかく基盤整備をやってやりやすい田んぼになっても、やる方がいないために、結局そういう放棄地がこれから増えていくのかな、そんな感じもしますが、課長は、事情があってやめて米作りができない、そうすると農業の放棄地が増えていくのかどうなのか、その辺はどのように考えていますか。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 議員おっしゃいますように、文間地区で法人化を考えているのは、先ほど1名ということで御答弁のほうをさせていただいておりますが、人・農地プランに位置づけられた中心経営体数といいますのは、受け手側の農家の方は37経営体ございます。ですので、法人のみではなく、認定農業者であったり、担い手であります農業者の方がそれだけいるということでございます。

ただ、議員おっしゃいますように、担い手の方もだんだん高齢化していくということでございますので、いつまでもその方がずっと受けられるということではないと思いますので、その辺は今後、担い手とか認定農業者の育成ということで、つくば地域農業改良普及センターや農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対して町内での就農に向けた情報提供等を行い、人・農地プランもその都度見直しの話合いなどを通じて、地域の農業担い手として育成する体制を強化する必要があるとは考えてございます。

それと、法人化の件なんですけれども、農業者の方は法人化されるというときには、やはりメリット、デメリット、法人化メリットといたしましては、経営の発展や税制面など様々なメリットはあろうかとは思いますが、反対に、設立の手続が必要であったりとか、経理が複雑化されるといったデメリットもあるのも事実でございます。しかしながら、法人化によってのメリットのほうが大きいのというふうに考えておりますので、農業を発展させていくために、これから農業の法人化に向けて、先ほども答弁しましたとおり、関係機関と連携しながら支援していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 考え方は私もよく分かります。それで今、担い手が37経営体いるんだと。この方が当面は確かに5年やそこらは、結局もう農業やめるんだよという、そういう農地を面倒は見てもらえると思います。しかしながら、その担い手の方の年齢もやはり若くはないわけなんですよ。ですから、担い手自身の農家自身がいつまでやれるかと

いいますと、その人にもよりますけれども、平均したら10年、そんなものじゃないのかなと思いますね。やはり法人化を増やして、そういう団体を増やしていかなければいけない。

私のすぐ近くに、皆さんも御存じでしょうが、法人わかばがあります。その社長ともよく農業のことで話合い、話合いというよりも私がいろいろ事情を聞いて勉強させてもらっている、そういう感じです。今、わかばの社長は、現に農作業には一切就いていません、農作業には。経営ですか、事務的なこと、そちらのほうで、実際には田んぼに出て働いてはおりません。

今は何人ぐらいいるのか、6人か7人くらい。そのうち、本当に若手、まだ20代3人います。ですから、これから法人というものを考えても、若手がいないと成り立っていかないんです。わかばさんもいろいろ募集して、知り合いの方をお願いしたり何かして、でも入っても続かない方もやっぱりいるんですよ。5人入ったら、残るのは2人かそこくらい、あとは辞めちゃう。やっぱり農業になじめないんです、若い人というのは。その農業のよさというか、やっぱり好きにならないと、幾ら機械化されてもできない。現状はそうです。

ですから、今わかばでも一番困っているというか問題なのは、その働いてくれる方、あと、わかばの場合でも、社長を筆頭にもう70歳は完全に過ぎていますからね。そういう方がほとんどですから。

これから町として、本当にこの利根町、米作りなんですから、この利根町から米作りを守って何とかしていかなくちゃいけないということになりますと、まずは担い手さんも大事です、これは担い手さんというのは、はっきり言って、私はやっていかれて10年もてばいいのかなと。そしたらやっぱり、もうやれないですよ、今の年齢では。ですから、これはやはり法人化させて、一つの会社を組織して、それで若手を採用する。でも、その若手を採用するといっても、なかなか若手の方が、先ほども言いましたように、やってくれる方が少ない。

私、そこで一つお聞きしたいんですが、今、日本の国へ外国から3年とか5年とか勉強して、いろいろな業種において外国から来ている方がおりますよね。農業面でも野菜作りとか何かで、そういう外国から来ている方もいます。これを、外国の方を呼ぶということは、もちろんこれは国のほうに申し込んでいろいろと手続はあると思うんですが、そういうことは、この利根町が国にお願いして、利根町として米作りに興味のある方、外国の方ですよ、ある方を呼べるのか、呼べないのか、そういうことができるのかどうか、ちょっと課長、分かったら答弁お願いします。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 外国人実習生を呼べるかどうかは、ちょっとはっきりしたことは言えないんですけれども、外国人実習生を農業で使うということも一つの方法であろうかとは思いますが。

それで、先ほど若泉議員のほうから、法人化して若い人の人員確保ということをおっしゃいましたが、確かに今、法人化のメリットといたしまして、人材の確保と育成ということで、雇用契約が明確化されて福利厚生などが充実することによって、安定した人材の確保が可能となるということは事実であろうかとは思いますが。

それで、法人化される方が少ないということではありますが、これ先ほどからの繰り返しになってしまうんですけれども、これから農業を発展させていくのであれば、法人化には大きなメリットがあるので、町といたしましては、その辺の情報提供等はこれからも引き続き行っていきたいというふうに考えております。

それと先ほどの答弁の中で、基盤整備後8年間は農地転用ができないということでお話させていただいたと思うんですけれども、売買のほうは可能であるということでございますので、改めて答弁のほうさせていただきます。失礼します。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） といいますと、文間地区でも結局売ったり買ったりすることはできるということですよ。そういうことでよろしいんですね。分かりました。

それで話は戻りますけれども、いずれにしても、今の現状では、このままいけば農地の耕作放棄地が増えていきます。このままの状況で行けばですよ。ですから、何とかそのやってくれる法人化の団体を増やすことを町は極力努力していただいて、この利根町から、利根町は米作りの町なんだよということを絶やさないようにやっていかなければいけないのかなと思います。

それで最後に一つお聞きしたいんですが、これから南部地区入って既に、あなたのところの土地はどうしますとか何かそういう調査というか、そういうものは始まっていると思うんですよ。それで私思いますのは、布川地区は主に耕作している面積というのは、5反歩以下の方が大変多いのかなと思うんですよ。そうしますと、南部地区ではほとんど売るとか、最初から基盤整備には加わらないで私のところは売っちゃいますよと、そういうことになりますと、その農地を持っている方は、もう基盤整備からは離れてしまうわけですよ、売るということになれば。その辺、南部地区において今調査始まっていますが、まだその結果というのは全然出ていないですか。

要するに、布川地区で、うちはもう基盤整備はやらなくて買ってくれる方に売りますよという、そういう農家の方、それはまだ分かっていませんか。分かっていたら、分かっているなければそれで分かりませんで結構です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員に申し上げます。ただいまの質問は通告されておられませんので、注意を願います。通告内容に従い質問をしてください。

○10番（若泉昌寿君） それは布川地区、南部地区の問題だから。

○議長（新井邦弘君） 今3番目の質問で、各地区の農業法人の推進について、町の支援や取組を伺いますと。

○10番（若泉昌寿君） 分かりました。じゃあいいです。

○議長（新井邦弘君） すみません。

若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） これは通告外と議長のほうから言われましたので、これ以上聞くわけにはいきません。

ですから、何回も言うわけじゃありませんが、要するに、今の現状の進め方では、町としてですよ、進め方では、絶対にこの利根町の農地、基盤整備をせっかくやっても、これが米作りができなくて耕作放棄地が多くなると思いますので、そのようにならないように、町としては、これは大変な努力だと思えますよ。私、このように言うのは簡単ですよ。じゃあ私それをやるかと言ったら、それはなかなか難しいですから、それは分かっています。分かっている上で、私、最後に述べさせていただきますけれども、これは町が最大の努力を払って、それでせっかく全地区が基盤整備、あと終わるまでは10年近くかかると思いますが、でも10年近くたって終われば完全に全町基盤整備が終了するわけなんですから、そうすれば作りやすい土地ができていくわけなんですから、それをしっかりと町は頭の中に入れて、それで何とかこの利根町から米が、米作りが終わらないように、そのように課長に申しておきます。

それで最後に、町長は町長の、今、最高責任者は町長なんですから、町長の、今、私と課長とのやり取りの中で感じたことを、町長として最後に一言お伺いして、答弁を聞いたら私それで終わりますから。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今、課長と若泉議員の議論を聞いてということなんですけど、私、常日頃から思っているのは、米が非常に安いということですね。収入があればもっと働く意欲を持ってくれるというのが、誰でもそうなんだけれども、もうかればいろいろな人がそこに参入してくる。何とかこの米自体を、もう全体で考えなきゃいけないことなんだけれども、六次産業なりに結びつけて、何かを考え出して、一生懸命考えているんですが、なかなか難しいところもあって、これから考えなければならぬ。やっていくんですが、米の値段を上げて、もうかる農業をして、農地を手放さないように、何とかつなげていくように努力します。

私がやっている限り、空き農地みたいなものはなるべくつくらないように、いろいろな農家の人と話し合いながら、法人化もしていく努力も職員と話ながらやっていますし、とにかく農業はもうかるんだという方向に持っていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 若泉昌寿議員の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。再開を11時5分とします。

午前10時49分休憩

午前11時05分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告，2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） こんにちは。令和デモクラシーの山崎誠一郎でございます。ま
ずお忙しい中，また足元の悪い中を傍聴にお運びいただきまして，ありがとうございます。
ライブ中継を御覧いただいている方に対しても，感謝申し上げます。

コロナ，オミクロン株の感染も大分落ち着いてきたようであります。残念ながら3日金
曜日，そして昨日，5人という最近では多い感染者数となっておりますが，それ以外では
利根町もゼロの日や，多くても3人と，そういう日が続いております。これらも町民の皆
さんのうがいや手洗い等の励行，また，町内での3回目のワクチン接種が進んだ結果であ
ると思っております。思い返しますと，利根町は1回目の接種率が県内最速，最高の接種
率でありました。2回目，3回目も高い接種率を維持しているところでもあります。その結
果で，現在のこのような低い水準を維持していると思っております。そして，2年以上に
わたりコロナ対応を担っていただいている町内の医療関係者，並びに保健福祉センターの
関係者の皆様の努力，御尽力のおかげと思っております。心から感謝を申し上げます。

それと，ちょっと話がずれますが，フレッシュタウンのハクレンの駆除，これ，町長に
は素早い対応をしていただきまして，1週間足らずの間に3回の駆除をやっていただいて，
この悪臭に悩まされましたフレッシュタウンの皆様は非常に喜んでおられたことを御報告
申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは，質問に入ります。

私の本日の質問は，一昨年9月に菅内閣のときにデジタル庁ができて，正式には昨年9
月に設置法案が通りましてデジタル庁が設置されました。1年近くなりますが，いよいよ
本格的に動き始めたようであります。そして，そのデジタル庁が設置されたことで，同時
に行政組織がどのように進展し，また進展に伴って行政組織がどのように変化し，どのよ
うに対応していくのかを中心に質問をしていきたいと思っております。

また，本日の私の質問内容ですが，片仮名の言葉が多数入りまして非常に分かりにくく
なりますが，できる限りかみ砕いて，分かりやすく質問したいと思っております。ちょっとその
辺は御容赦いただきたいと思っております。

まず，このデジタル庁設置と同時に，国は行政改革と規制改革を同時に進めると聞いて
おります。過去の例からすると，この規制改革と行政改革，同時に進めるとするのはなかな
かなかかったことだというように聞いております。古いルールや慣習，すなわち何事に対
しても，前からこうだった，前もこうだったなどの前例や慣例にとらわれてきたことによ
って，イノベーション，このイノベーションというのは，いわゆる物や仕組み，サービス，

組織、ビジネスモデルなどに新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすことをイノベーションと言いますが、それらに対して前向きな選択を阻んできたことや、能力のある役人がアナログな働き方と人事制度で能力を発揮できずにいたこと、これらは両輪で解決していかなければ、どちらも一步も踏み出せないということは以前から言われたところでございます。

そして、分かっているながら進まなかった行政のデジタル化の遅れについては、今回のコロナ禍が世論の後押しをしたと、デジタル庁が一気に立ち上がったと言えらると思っております。不謹慎かと思いますが、コロナ禍がデジタル庁設置というチャンスに巡り合わせてくれたと感じております。デジタル庁が動いて、行政のデジタル化を進めながら、規制改革で社会制度全般を変え、行政改革で行政組織を変革していくことができれば、この国や地方自治体が必ず加速的に前に進むことになるのではないかと考えております。

テクノロジー、とりわけデジタル技術は、意欲と能力があれば誰もが社会参画しやすくなります。デジタルで努力も不正も可視化されるので、社会がフェアになり、一人一人の選択肢が広がると思っております。デジタル庁の設置は、デジタルを有効な手段として使いながら、社会制度や行政組織を変革できるのではないのでしょうかと考えております。そして私は、このデジタル庁発足と今後の活動で地方自治体にとって一番重要なことは、地方自治体の行政システムの標準化を図り、時代に合わせた制度づくりに注力していくというものだと思っております。

岸田内閣でございますが、デジタル臨時行政調査会というものを立ち上げ、またデジタル実装を通じた地方活性化を推進するべく、デジタル田園都市国家構想を掲げております。デジタルインフラを日本隅々まで整え、どこに住んでいても土地の利便性を感じ、豊かに生活できる国にすることで、東京の一極集中やそういったものを大転換する、これが日本の社会構造のDX、DXとはデジタルトランスフォーメーションであります、それが重要だと私は考えます。

近頃よくDX、デジタルトランスフォーメーションという言葉を目にすると思っております、簡単にちょっと御説明いたします。デジタル技術を用いることで生活やビジネスが変容していくことが、デジタルトランスフォーメーションであります。進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革するものであります。既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーション、また、このイノベーションというのは、いわゆる物や仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、そして変革をもたらすことがイノベーションであります。

長くなりましたが、デジタル庁設置により、当面は国民や企業、団体に対して行政サービスを提供するデジタルインフラを整えることです。よりよい行政サービスを利根町においては町民に提供できるよう、デジタルを徹底活用し、行政組織を近代的な組織に生まれ

変わらせるというものであります。

そこで、利根町を含む地方自治体に対し、既にデジタル庁設置に伴って何らかのシグナルといいますか、何らかの業務依頼などが来ているのか、そしてそれらに伴う受入れに対処する組織をどのように考えているのかを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 山崎誠一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

令和2年12月25日にデジタル・ガバメント実行計画が閣議決定され、同時に自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめた自治体DX推進計画が策定されました。それを踏まえ、自治体が着実にDXに取り組むための自治体DX推進手順書が、令和3年7月7日付で総務省自治行政局から通知されております。この自治体DX推進計画の重点取組事項として、自治体情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティー対策の徹底が挙げられております。

このように、自治体DXの推進につきましては、自治体にとって大きな変革に対応しなければなりません。現在、町における主管課である政策企画課において対応することとなりますが、今後増加すると予想されるシステム等に関わる作業に対し、現在の職員対応で可能なのか、増員が必要なのか、また大幅な組織編成が必要なのかということについては、具体的に検討が必要だと考えております。

詳細については担当課長から答弁させます。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、補足して御説明いたします。

先ほども既に山崎議員のほうからもお話がありましたが、自治体におけるDXの推進といたしましては、新型コロナウイルスの対応において様々な課題が明らかになりました。特にデジタル化の遅れに対しまして迅速に対応するとともに、新たな日常生活の原動力として、制度や組織の在り方などデジタル化に合わせて変革していく社会全体のデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXが求められております。

自治体におきましては、自ら担うサービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、AIなどの活用により業務の効率化を図り人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが期待されております。これらの施策を効果的に実行していくために、国が主導的な役割を果たしつつ、全自治体が足並みをそろえて取り組む必要がありまして、令和2年12月に、国により自治体DX推進計画が策定されました。

この推進計画の重点的な取組の中で、特に自治体の対応が求められるものが2点ございます。一つ目が、行政手続きのオンライン化でございます。こちらは、令和4年度末までに子育て及び介護関係の26の手續について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いましてオンライン手續を可能にするものでございます。もう一つが、自治体情報システムの標準化・共通化でございまして、令和7年度末までに、住民記録、税、福祉関係の20の業務について、自治体と政府が共同利用するガバメントクラウド上へ段階的に業務システムを移行するものでございます。

このように、自治体DXの推進につきましては、自治体にとって大きな変革に対応しなければなりません。他の自治体では、情報政策専門の部署を設けている自治体もございません。情報政策担当課としましては、どのような組織、体制が本町にとって最適なのか、国の動向を見ながら、今後、調査検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） ありがとうございます。町長のおっしゃっていた政策企画課を中心に、今後、具体的な作業が始まっていくだろうということをお聞きました。布袋課長のほうから、オンライン化ですね、子育てやらそういったものについて、これからどんどん進めていくと。

確かにこれ、デジタル庁発足の前提が、今後5年間で自治体のシステムの統一、標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上に努めるということで、デジタル庁が発足したと思っております。このシステムの統一、これから日本全体なので大変なことだと思いますが、それを進めていくと。

このマイナンバー、マイナンバーについてはいろいろなことを言われる方がおりますが、せっかく作ったものなので便利だと思いますので、その情報漏えい等にしっかり対応していただいて、マイナンバーを活用して業務の効率化を進めていただきたいと思っております。

組織をつくるに当たって、国のほうもデジタルの専門職の採用を既に始めておまして、民間から25%を受け入れるということで、実は私の直前にいた会社ドコモの子会社なんですけれども、そこのSEをやっておまして、そこの社員もかなりの数が日立とかNECとか富士通のところから派遣されていた職員が、このデジタル庁の試験を受けて、かなり人間が採用されているということですが、先ほども言いましたが、規制緩和、行政改革等々も一緒にやるようになりますので、また予算化、予算化も財務省が主導で握っているものも、ひょっとしたらデジタル庁主導になるかもしれないということで、財務省、非常に今抵抗をしているという話を聞いておりますが、そういったことも含めますので、システムだけに特化した人材で組み込むだけではあまり前に進まないのかなど。それであれば、政策企画課で今やっている人たちと一緒に、プラスデジタルの強い人で国からの要望などに対応していくのが一番ベストかなというように、私なりには考えてござい

ます。

普通であればデジタル庁を進めるそのシステムの統一とかをやるんですが、デジタル庁のその発足の中に、規制緩和と行政改革を一緒にやるとあっております。なぜかなと思いましたが、私の会社、私が会社員時代の部下というか、同僚というか後輩というかが今デジタル庁の副大臣をしております。この間まではワクチンの接種で河野さんに一本釣りされてワクチンの対応をした小林史明という者ですが、自分でも言っていました、内閣府の副大臣も兼務させられて自分では喜んでいましたが、行政改革と規制改革を一緒にやるのがベストだから、それをお前がやれというふうに言われて今それに取り組んでいるんですが、先ほども言いましたように、各省庁間の抵抗勢力が物すごいと本人も言っておりまして、それに負けないように頑張るんだという話を、頻繁に連絡を取り合っているのでLINEとかでも来るんですが、とにかく日本のためだと思ってやってくれと、私はそれしか言いようがないので、そのように、まだ39歳なので励ましているところでございます。うまくいったら、多分、世の中変わるぐらい行政改革ができるものだと思っております。やり方も統一される、当然システムも統一される、フォーマットも統一されるということで、無駄なことがなくなってくるのではないのかなという思いでございます。

とにかくさっきも言いましたが、前はこうだった、前からこうだったと、それが一番スピードを鈍らせる方向だということは皆さん分かっていたんですが、どうしてもそれを使ってしまうんですね。それから脱皮するように、そういう人材でいわゆる行政改革を行っていただきたいと、本当、切に願っているところでございます。

政策企画課が中心になって活動されていくということも、今の利根町の現状を見ると、一番それが的確なやり方だと私も思います。そのデジタル庁、デジタル専門の人も、詳しい人もいろいろ教えてもらったり、我々も質問したりして知っているんですが、その採用については、そういった考えというのはあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 職員の採用につきましては、今のところ、そのデジタルに特化したというのは、要請のほうはしておりません。ただ、先ほどちょっと山崎議員からお話もありました、実は地域活性化起業者制度というのがございまして、これはIT企業の方を派遣していただきまして、自治体のほうの職員と一緒にワンセット、ワングループになってこれを進めていくという制度がございまして、こちらのほう、特別交付税の制度で、1人当たり年間上限560万円なんですけれども、補助がございまして、昨年度、その話であるIT企業のほうと進めていたわけなんですけれども、ちょっとそれが頓挫してしまっただけということで、今年度また引き続き別の業者のほうにもお声かけをして、できるだけ専門的な方でないとちょっとなかなか難しいところがございますので、そういう方を受け入れて、一緒になってこのデジタル化のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） どうもありがとうございます。今おっしゃられたように、多分難しい話だと思うんですが、うまくいったら多分すばらしい世の中に変わる可能性があるというように考えております。ちょっと難しいんですけれども、それを成功させるために、結構いろいろな問題があると思うんですけれども、まだ国のほうも、あまりしっかりした進め方というのが決まっていないうところが見受けられます。今後、その辺も検討して、国のほうから的確な指示が来れば一番いいんですが、そうでない指示が来たときでも、いろいろなやりくりして変えていながら仕事が降ってくると思いますので、そういったところを含めまして、大変な作業になると思いますが、しっかりした対応をしていただくことをお願いして、非常に時間は短いのですが、私の質問を終わらせたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 山崎誠一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩をします。再開を13時30分とします。

午前 1 1 時 2 8 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名です。10番若泉議員が所用により退席いたしました。

3番通告、4番大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 皆様こんにちは、3番通告、4番、令和デモクラシーの大越勇一です。世界情勢が混沌としております。ロシアによるウクライナ侵攻から既に3か月が経過し、多くの死傷者が出ております。この悲惨な戦争が一日でも早く終結して、平和な世の中になってもらいたいものです。そして、いまだに新型コロナウイルス感染症が減少傾向にありますが、終息のめどが立っておりません。町民の皆様には、御自身の健康と感染予防に努めていただきたいと思います。また、傍聴の皆様、そしてインターネットで議会中継を御覧の皆様、貴重なお時間をいただきまして、感謝申し上げます。

それでは、通告に従い質問いたします。今回は3項目についてお聞きいたします。

質問事項1、行政事務のデジタル化について伺います。

インターネットやモバイルの急速な普及により、個人が望む情報やサービスに常にアクセスできる環境が浸透しています。様々なものがインターネット・オブ・シングス、いわゆるIoTによりインターネットに接続され始め、人や物、社会の見える化も加速しています。このような背景の下で、国、地方行政のIT化やデジタルトランスフォーメーションの推進を目的として、IT分野を担当するデジタル庁が、令和3年9月1日に設置されました。

行政のデジタル化は、社会全体の効率化とコスト抑制を図るとともに、一人一人に対しても公平かつ迅速に最適なサービスの提供を可能にします。また、官民一体となったデータ流通の促進やサービス同士の融合により、利用者視点の新たなイノベーションの創出など、経済の活性化を促すことも期待されます。限られた職員の勘や経験に頼ることなく、データに基づく政策や施策の立案、運営を実現するために、AIを活用し様々なデータを分析することができます。

例えば、予算編成業務を支援する精度の高い財政予測、内部統制業務、監査業務を支援する異常検知、事務効率化を支援する入力内容の自動判定等、デジタル化による効率的な行政経営が可能になります。また、紙の申請が主流だった従来型業務を見直し、窓口業務のデジタル化により、住民がスマートフォン等で申請を行えば窓口で待つこともなくなり、職員もデータ入力作業が不要となります。連日のように新聞やテレビなどで報道された山口県阿武町による4,600万円の誤送金も、業務のデジタル化が進んでいれば防げた事件だったのかもしれませんが。デジタル化を進めることが、町民、行政全ての人に優しい社会の実現につながると考えます。

そこで、自治体行政のデジタル化が目指すものとして、一つは住民サービスの充実であり、もう一つは業務の効率化、職員の働き方改革だと思います。行政業務のデジタル化について、町はどのような取組を行っているのか伺います。

以降の質問につきましては、自席で行います。

○議長（新井邦弘君） 大越勇一議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、大越議員の質問にお答えをいたします。

町は、これまで職員1人につき1台パソコンを配備し、行政文書の管理、庁内LANによる職員間の情報の周知と共有、財務会計システムの活用と行政事務の効率化を進めてまいりました。また、インターネットを活用し、ホームページや行政アプリ、動画配信サイトやSNSを通じて、町からの情報発信を行っているところでございます。

今後の当町の取組といたしましては、山崎議員にもお答えいたしました、自治体DX推進計画の重点取組事項の中でも特に対応が求められている、令和4年度末までの子育て、介護関係における行政手続のオンライン化、令和7年度末までの自治体情報システムの標準化、共通化でございます。

詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、今後取り組みます行政手続のオンライン化及び自治体情報システムの標準化、共通化につきまして、補足して御説明させていただきます。

す。

山崎議員の質問でも答弁させていただきましたが、令和4年度末までに子育て及び介護関係の26の手続につきまして、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする行政手続オンライン化について、今後取り組んでまいります。手続の主なものでございますが、児童手当の認定請求、保育施設の利用に係る支給認定や利用申込み、児童扶養手当の現況届の事前送信、妊娠の届出、要介護・要支援認定の申請、要介護・要支援状態区分の変更認定の申請、高額介護サービス費の支給認定など、26の手続になってございます。

また、令和7年度末までに住民記録、税、福祉関係の20の業務について、全自治体や政府が共同利用するガバメントクラウド上へ業務システムを移行する自治体情報システム標準化、共通化につきましては、共同利用する主な業務のほうを御説明したいと思います。まず、住民基本台帳、選挙人名簿の管理、固定資産税、国民健康保険、障害者福祉、介護保険、児童手当、戸籍、印鑑登録などのシステムでございます。現在、補助申請を行っているところでございますので、実際の業務につきましてはこれからになってしまいますが、まずは国が示すこの内容を、着実に遂行することが必要と考えております。

補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） デジタル化を牽引する旗振り人材の確保はどのように考えているのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） DXの推進につきましては、どうしても専門的な内容になってきますので、町の職員のみでの対応では難しいところが出てくると思っております。国の事業、特別交付税措置になるんですけれども、地域活性化起業人などの専門人材の確保を支援する事業がございますので、そのような事業を活用させていただきまして、DXの推進に今後取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 令和4年度末を目指して行政手続のオンライン化を進めるとのことですが、マイナンバーカードを登録していない住民への対応はどのように考えているのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 松永住民課長。

○住民課長（松永重生君） 令和3年度までに個人番号カード、マイナンバーカードでございますけれども、6,086名の方が交付を受けております。人口の約38%の方がマイナンバーカードを交付されておりますけれども、現在、町のほうではホームページ等でPRをしていますけれども、国のほうではテレビ、ポスター、チラシ等でこの推進を図っていますけれども、町のほうでもチラシを窓口に置いたりとかしてPR、啓発をしています。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） メリット，デメリットについて伺います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） まずは，メリットとしましては，デジタル化により行政事務の効率化を図ることができるほか，インターネットを活用しまして他市町村の施策の情報収集，また当町のほうから様々な情報発信を実施しております。

今後，自治体DXの推進計画に沿って取り組んでまいりますマイナンバーカードを利用した行政手続のオンライン化につきましては，町民の方が各種手続のため窓口に出向く手間や時間を省くことができます。また，仕事や育児などの理由で窓口に来られない方の利便性が期待できると考えております。

自治体情報システム標準化，共通化につきましては，国と全自治体が擁しておりますクラウド上に共同システムを利用することで，独自のシステム開発や変更を行う必要がなくなり，コスト削減に期待ができると考えております。さらに，共同システムを使用することによりまして，新たなサービスの導入や法改正などにつきましても迅速に対応できる，そのようにメリットのほうは考えております。

デメリットとしましては，行政手続のみならず，社会全体がデジタル化していく中で，特に高齢者の方でデジタル化の恩恵を享受できないデジタルディバイド問題が上げられております。デジタルディバイドの解消に向けては各地で様々な取組が行われているところでございますが，政府が示す目指すべきデジタル化のビジョン，誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の実現に向け，市町村の役割は極めて重要であると，そのように認識しております。

行政手続オンライン化のデメリットとしましては，通常の事務作業を前提として構築される業務プロセスを，オンライン化の導入に合わせて最適化にする必要がございます。また，自治体情報システムの標準化，共通化につきましても，標準化システムに移行するに当たり，既存のシステムとの比較分析及び相違点の補完対策など，一時的に業務量が增大することが考えられております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 青木総務課長。

○総務課長（青木正道君） 自治体行政のデジタル化の推進によるメリット，デメリットにつきまして，業務の効率化，職員の働き方改革に関わる点についてお答えさせていただきます。

自治体行政のデジタル化でございますが，今，政策企画課長からもお答えいたしましたとおり，文書管理や財務会計システムの導入などにより，業務の効率化，負担軽減を図っております。今後は，各申請のオンライン化，電子決済の導入，自治体DXの推進により，

この流れはさらに加速するものと考えております。しかし、自治体行政のデジタル化推進に際しましては、それに対応した組織体制の確立や、もし町の職員で対応する場合には人材の育成、職員への研修が必要になるほか、移行時における一時的な業務の増加なども見込まれるため、メリットとデメリットのバランスを考慮しながら進めて対応してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 高齢者等のデジタルディバイドの対策について伺います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） オンライン申請などが本格化するので、高齢者に対する講習会、それが必要になってくると思います。特にスマホ講習とか、そういうのも検討しなければならないと考えております。また、オンライン申請が増加することで窓口の業務、来庁される方が少なくなることも見込まれますので、役場の窓口でも、その辺十分に高齢者の方に対して対応ができるのかなというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） やっぱり窓口業務が基本的になると思いますね。

次に、ガバメントクラウドの共同システムを利用することにより独自のシステム開発や変更を行う必要がなくなるということですが、利根町独自の住民サービスについてはどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 自治体情報システムの標準化、共同化における20の業務につきましては、当然国のほうから標準仕様書というものがございまして、作業できる内容が決まっております。大越議員の御指摘のとおり、町独自のサービスにつきましては、この標準化、共同化のシステムを利用することはできません。ただ、町独自のサービスが利用できるシステムを別に用意することが必要であるため、現在使用している独自システムを担当課、あとはベンダーのほうから、協議しながら対応策を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 自治体DX推進計画概要では、DX計画の意義について、多様な主体との連携により民間のデジタルビジネスなど新たな価値、創造等が創出されることが期待されると言及し、民間企業の利益に奉仕すると述べています。標準化、共通化についてのメリットについて伺います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 先ほどメリット、デメリットで答弁したところと重なるところもあると思うんですけども、自治体情報システムの標準化と共同化のメリット

では、自治体としては町独自の開発や変更を行う必要がなくなります。また、その点でコストの削減が期待できるというふうに考えております。さらに、新たなサービスの導入や、法令改正の際にも迅速に対応できるため、そのことについてもメリットと考えております。

民間企業の利益につきましては、システムが標準化、共通化されることで、基本的にはどこのベンダーでもシステムが利用できることとなりますので、自治体への参入のハードルが下がります。ベンダーロックの解消が期待できると考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） （3）町が取り組むデジタル化について、費用対効果の分析は行っているのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） デジタル化につきましては、地方分権改革や行政サービスの多様化に伴い、事務量が年々増加しております。限られた職員数で業務に対応するためには、デジタル化や新規システムの導入など、システム関連の費用につきましては年々増加する傾向でございます。

これまで、デジタル化の費用対効果の分析につきましては、行政評価における事業評価を実施しております。できるだけ最少の費用で最大の効果が発揮できるよう継続的に事務改善に今後も取り組んでまいりたいと考えております。また、今後取り組んでまいります。自治体DX推進計画における行政手続オンライン化及び自治体情報システムの標準化、共通化につきましては、国の補助であるデジタル基盤改革補助金を活用することで、導入費用につきましてはほぼ全て負担できるような形になっておりますので、この補助金を活用して事業を進めることが可能となっております。

今後も、デジタル技術や新システム導入に関しましては、各種補助金の制度を積極的に活用し、行政事務の効率化を図るためデジタル化を推進してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） デジタルの活用により、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化に向けて、行政サービスの利便性向上のため、地域社会のデジタル化、デジタルディバイドに取り組んでいただきたいと思っております。

次に、質問事項2、スマートシティについてお聞きいたします。

スマートシティは、2020年代に我が国で導入が検討されている都市計画です。ICTの技術を活用しつつ、マネジメントの高度化により、地域の抱える課題の解決など、新技術を生かして住みやすい都市をつくることとされています。

町の機能が全て通信技術でつながることによって、例えば、店舗の無人化や無人決済、自動運転による渋滞緩和、過疎化が進む地域ではセンサーを使った独り暮らしの高齢者の見守り、ロボットによる農作業の自動化、水位自動監視システムによる洪水の防止、GP

Sを活用した災害予測や復旧の迅速化など、災害対策への効果も見込まれています。

このように、スマートシティ構想に活用される技術や分野は多岐にわたり、大きな期待が寄せられています。スマートシティについて、町の姿勢を伺います。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今後安心して暮らすことができる魅力的なまちづくりを進める上で、高齢化の進展、東京一極集中を背景とした地域間格差の拡大、大規模災害や新たな感染症リスクなどへの対策等、社会的な課題が多く存在しております。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、eコマースの拡大やテレワークの推進など、日常生活における各場面でデジタル化が進行する中で、交通、商業、ビジネス、医療、エネルギー、行政等あらゆる社会基盤がデジタル化に対応した形に大きく転換していくことが求められております。こうした新技術や各種データを活用した新たな潮流は、先ほど述べました、社会的な課題の解決を図る上でも、今後さらに重要視される場所であると考えております。

議員御指摘のとおり、既にこうした新技術を活用したスマートシティの取組が国内外で始まっております。現段階ではスマートシティを実現したと言える都市、地域は少なく、多くの国民がスマートシティの恩恵を受けていると言える状況には至っておりませんが、先進事例は着実に積み上がってきております。今後、新たに設置されたデジタル庁を中心に、国と地方のデジタル基盤の抜本的改善や官民のデータ利活用の取組がますます進んでいく中で、町としましても、デジタル化に対する住民ニーズ及び地域課題に対応する取組について、先進事例も参考にしながら考えてまいります。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 先進事例を紹介いたします。

富山県富山市、コンパクトシティ戦略、群馬県前橋市、自動運転バス、栃木県宇都宮市、スマートなおもてなし、東京都港区六本木、スマート街路灯などです。スマート街路灯は、季節やエリアごとに点灯、消灯時間や照度を細かく変更することで電力使用量を削減し、各部をリモートで自動診断し部品交換することで故障を回避するなど、日々の維持管理業務を一元管理によって効率化します。また、カメラやマイク、各種センサー、スピーカーやデジタルサイネージなどを搭載でき、まちにあふれる様々なデータを効率的に収集し、来街者の性別や年齢層を認識し、ニーズに合ったイベント情報やセール情報を音声や文字で提供することで、にぎわいの創出や地域の売上げアップ、防犯対策に貢献します。

新型コロナウイルス感染症対策にもスマートシティ構想は有効だと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

スマートシティが実現する未来の健康、医療分野として、個人の移動や健康に関するデ

一タを活用した適切な運動促進など、住民の健康管理をサポートする遠隔地から医療アクセスの確保と医療関係者の負担軽減、離れた家族の健康を見守る仕組みの導入などが挙げられます。

このように、新型コロナウイルス感染症対策にも有効な課題解決方法として、スマートシティ構想が挙げられておりますので、当町の取組につきましても、この辺を参考にしながら今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、質問事項3、就労継続支援についてお聞きいたします。

就労継続支援は、障害者総合支援法に基づく福祉サービスの一つです。障害のある人の就労を実現するためには、職業訓練や就労先の開拓だけではなく、就職後のフォローとして職場定着支援など生活全般への支援が必要であり、身近な地域で就労と生活を総合的に支援する必要があります。

そこで、次のことをお聞きいたします。就労継続支援についての現状と課題について伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それでは、大越議員の御質問にお答えいたします。

まず、現状につきましては、就労継続支援A型及びB型を合わせまして、令和4年6月1日現在、40名の方が利用されており、就労先において、パソコン入力や梱包作業、袋詰めなどの作業を行い、一般就労に向けて働いております。

次に、課題でございますが、就労支援事業所が町内にないことから、事業所までの送迎が必要となる利用者につきましては、事業所の選択肢が少なく限られてしまうことがございます。また元来、利用者の年齢や障害状況により個人差がありますので、日によっては体調等により作業自体が行えないこともございます。このため、就労先が仕事場としてだけでなく、利用者にとっての居場所としてのニーズの対応や支援、また配慮が今後は必要と考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 令和4年6月1日現在、40名の方が利用されており、パソコン入力や梱包作業、袋詰め等の作業をしているとのことですが、就労中の問題点について伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

就労中の問題点ですが、障害の特性から、どうしても体力や気力の低下等により、継続して作業を行うことが困難な利用者が出てくる場合がございます。このため、職業指導員や生活支援員等がモチベーションを維持できるよう声かけをすることに加え、今後は体調

管理や相談支援について、利用者の個々の特性に配慮した対応がさらに必要になっております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 就労継続支援には雇用契約を結ぶA型、雇用契約を結ばないB型がありますが、対象者の要件など、違いについて伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） まず、A型の対象者となる方は、対象要件として、特別支援学校を卒業し就職活動を行ったが雇用に結びつかなかった方や就労移行支援事業を利用し就職活動を行ったが雇用には結びつかなかった方、または就労経験がある方で離職を経て現在は働いていない方で、いずれかの一つに該当する方がA型の対象となります。このA型は、議員おっしゃるとおり、事業所と雇用契約を結んで働くため、最低賃金以上の給料や各種保険が適用されます。

一方、B型の対象となる方の要件ですが、就労経験がある方で離職を経て現在は働いていない方や50歳に達している方、障害基礎年金1級を受給している方、または就労移行支援事業者によるアセスメントにより就労面の課題等が把握されている方で、いずれかの一つに該当する方が対象となります。こちらのB型は、雇用契約を結ばないため、賃金ではなく工賃として生産物に対する成果報酬が支払われるため、最低賃金の額より下回ることが多いことが現状ですが、A型に比べ障害や体調に合わせて自分のペースで働けるメリットがございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 就労継続支援A型、B型事業所での利用料の自己負担額と利用期間について伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） まず、自己負担額ですが、障害者総合支援法における障害福祉サービスの利用者負担額は原則1割が利用者負担となり、負担額には月ごとに所得に応じた上限があります。区分で申し上げますと、生活保護受給、市町村民税非課税世帯はゼロ円、所得割16万円未満の課税世帯は9,300円、それ以上は3万7,200円が月額の上限額となります。

次に、利用期間ですが、町に福祉サービス利用申請書が提出されますと、町で1年間を有効期限とした支給決定を行いまして、福祉サービス受給者証を交付することになります。また、この有効期間は、更新申請をすることで福祉サービスを継続して利用することが可能となっております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 就労継続支援と就労移行支援の違いについて伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） まず、就労継続支援ですが、一般企業に雇用されることが困難である方に対して就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うものです。一方の就労移行支援は、就労を希望する障害者であって一般企業に雇用されることが可能と見込まれる方に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものになります。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 新規就労先の確保について、どのように考えているのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 新規就労先の確保につきましては、就労支援サービス利用者の就労に関するニーズや就労事業者の動向に注視し、県や近隣市町村と連携しながら、一般就労が困難な障害のある方がこれからも利根町で安心して生活できるよう、働く場の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 就労継続支援はどのような手続で利用できるのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 障害福祉サービスを利用するためには、町への申請が必要となります。申請後には、町職員がサービスの利用を希望する本人やその家族に障害や生活の状況などを伺い、調査いたします。また、指定特定相談支援事業者にサービス等利用計画などの作成を依頼しまして、実際にサービスを利用するサービス提供事業者を選定し、利用契約を結びます。その後、町で支給決定をし、交付された障害福祉サービス受給者証を提示することで、利用計画に沿ったサービスが利用できるようになります。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 就労先への支援も必要だと感じますが、町はどのように考えているのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 就労継続支援事業所は、障害のある方の就労や訓練の場としてだけではなく、日中の居場所としての機能もございます。このため、事業所内外において、障害者の日常生活の状況や体調管理など生活面全般を支援する役割も担っていることから、事業所と利用者本人の間では解決が難しい問題等が発生する場合がございます。町としましては、このようなケースにおいて、必要に応じて町が関係機関と連携をし、問題解決に向け迅速に対応できるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 本町においても少子高齢化が著しく進行して、人口が減少傾向にあります。町民の皆様への行政サービスの向上が喫緊の課題であり、魅力ある町にすることが必要です。高齢者の支援や福祉サービスの充実、子育て支援、教育環境の整備、若者

の移住、定住などの施策や事業の着実な実行と効果検証により、必要な見直しを行っていくことが重要だと考えます。これからも住民サービスが向上して、町民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくり「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向かって取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 大越勇一議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時25分とします。

午後2時09分休憩

午後2時25分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番通告，9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 4番通告，9番五十嵐辰雄でございます。

1番としまして、プラスチック資源循環促進法について質問いたします。

内容ですが、急増する使い捨ての容器包装ごみの3割以上が自然界に流出すると、こう言われております。このように驚異的な伸びを示しているのが、飲料ボトル、食品トレー、外装フィルム、レジ袋など、容器や包装に使われている大量のプラスチックが海岸に漂着し、環境や景観の悪化が度々問題となってきました。また、海岸に漂着するものより、海流に乗って漂い続けるプラスチックのほうがはるかに多く、それがマイクロプラスチックという小さな粒に形を変え、海洋生物に悪影響を及ぼします。

こうしたことから、ホテルや小売店、飲食店などで配られるプラスチック製品12品目を特定プラスチック製品として指定し、その使用量を減らすプラスチック資源循環促進法、以下、プラスチック新法と言いますが、これが2022年4月に施行されました。これに際し、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出抑制、回収、再資源化等を総合的かつ計画的に推進するための基本方針が示されています。

そこで、次についてお尋ねします。

（1）ですが、これまで容器包装リサイクル法に基づき処理されてきましたが、プラスチック新法では、改めてルールを見直し、回収量の拡大を図るとしています。町では、この分別基準の策定をどのように考えているかお伺いします。

次の（2）については、自席のほうで質問いたします。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、五十嵐議員の御質問にお答えいたします。

プラスチック資源循環促進法は、プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律の略称であり、製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチック製品の流通全てにおける資源の循環等の取組を促進する法律です。

プラスチックは生活に欠かせない製品となっておりますが、議員がおっしゃるとおり、海洋汚染の原因となっていることも事実であり、大きな問題となっております。日本ではこれまで容器包装リサイクル法に基づき、3R、すなわちリデュース、リユース、リサイクルを推進してまいりました。その結果、簡易包装が推進され、リデュースを通じたプラスチックの削減が図られました。

プラスチック資源循環促進法では、3Rに加え、リニューアブルを基本原則として盛り込まれています。現在は、容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトルや食品発泡トレイ等が資源物としてリサイクル収集されていますが、分別収集されていない対象外のプラスチック使用廃棄物は焼却処分されています。これからは、プラスチック資源循環促進法に基づき、これまで対象外とされていたプラスチック使用廃棄物も分別収集し、再商品化する仕組みを設けて、プラスチック資源回収量を拡大することが市町村の役割として求められているところです。

利根町は、龍ヶ崎市、河内町とともに龍ヶ崎地方塵芥処理組合を形成しております。今後、塵芥処理組合、龍ヶ崎市、河内町と連携し、新たな分別基準を策定するため、調整を図っていくこととなることと考えています。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは2回目の質問をしますけれども、この新法というのは昨年6月に公布しまして、この4月から施行しました。既に民間企業では、この立法化される前から取組をしております。次に質問しますけれども。

それで、課長、今日はわざわざこの利根町のごみと資源の出し方、これは令和2年4月から、現状でございますが、この新法は昨年公布されて、この4月から施行したんですね。今頃始まっては、もう遅いんですね。やっぱり施行される前から準備にかかってやれば、もう4月、5月には新法によってプラスチックは処理できました。

そこで、この一覧表がありますけれども、燃えるごみというのがあるんだよね。発泡スチロールとプラスチックというの一番目立たないところの下のほうに書いてあるんですね、一番下のところに。だから、目立つように、やっぱり早く、行政の対応が遅いと思うんですね。既に民間企業ではもう対応しておりますね。ですから早くにやってくださいよ。

確かに、課長おっしゃるように、このプラスチック新法による使用製品の廃棄物の分別回収が、これがプラスチック新法の立法の精神でございます。この立法の精神を守るのが、国民の義務でございます。ですから、課長おっしゃるように、市町村によるプラスチック使用製品の廃棄物の分別収集、再商品化が、この立法の目的でございます。

そこで、現在やっていることは別の問題として、もう1回確認しますが、このプラスチック新法、新しい制度、これは現在やっているプラスチック製品容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化すると。このルールを改めて早く見直したほうがいいと思うんですね。やっぱり利根町も龍ヶ崎地方塵芥処理組合の構成市町でございまして、塵芥処理組合のほうに任せないで、地方自治体として利根町、龍ヶ崎市、河内町が、利根町がリーダーシップを取ってやったほうがいいと思うんですね。塵芥処理組合は特別地方公共団体ですが、やっぱり町のほうの行政でやらないと手遅れですね。その点、もう一度、課長の御意見を伺います。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 今、五十嵐議員からお話があったように、今年4月からこの法律が施行されたわけなんですけど、今現在、日本容器包装リサイクル協会のほうからこの説明会というものが現在来ておりまして、こちらに関しましても3日間の6回の説明会ということで、この内容を説明する研修会等があります。こちらに関しましては、1日80名で計6回の480名の募集でしたが、やはりみんな気にしている団体はかなりありまして再度募集人数が増えまして、1,080人の募集人数が増えております。全体的に、市町村も今回施行されたプラスチックの促進法に関してはかなり興味を持っているということで、これからこういう説明会、研修会に参加して、これからいろいろ検討していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長のおっしゃるとおり、こういった国家的な事業ですから、利根町独自ではできないですね。

このプラスチック新法は昨年6月に公布されまして、政令としては1年以内に施行すると。そして、政令によって6月以内ですから、この4月に施行したんですね。国のほうでも、やっぱり団体としてももっと早くやらないと、だんだん遅れちゃいますね。

そうすると、課長、ここで特に今回の立法の精神ですが、国が特定するプラスチック使用製品として12品目を定めています。もし12品目について手元に資料があれば、ここで答えください。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 12品目でございますが、フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用カバーの12品目となっております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今、課長から答弁いただきましたその12品目でございますが、

これを提供する業者ですが、これは前年度に特定プラスチックの使用製品の量が5トン以上の事業者となっています。だから、小規模事業者は対象外ですね。大手の年間提供量が5トン以上、そういうのが規定だそうでございます。よく理解いたしました。

そこで課長、これから塵芥処理組合が中心になって特定プラスチックの分別収集をぜひお願いします。この制度がはっきりしたんですから、先行して、国のほうのそういった講習会を受ける前に、地方自治体で相談して分別収集に取り組む方針というのはないでしょうかね。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 利根町は、先ほど答弁させていただきましたとおり、龍ヶ崎市、河内町と連携をして、この件に関しましては調整していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） プラスチック新法は、これまでと大分、若干中身が変わっていますね。何が変わっているかという、この新法というのは、これまでの大量生産、大量消費、そういう事業展開からもっと角度を変えて、国内のプラスチックを規制するものではないんですね。このプラスチック新法の第6条にあると思うんですが、これは事業者や自治体がプラスチック製品の設計から製造、使用後の再利用に全ての資源循環をしていくための立法でございます。

これまで、プラスチックについては、リサイクルに取り組んでいました。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などありましたけれども、今度は再利用が目的でございます。そこで町の対応ですが、やっぱりこういったことがまだまだ、4月に施行されて、なかなか普通の方はあまり関心を持っていないのですね。持っているのは行政関係だと思んですが、プラスチックのごみというのが海に流れ出して、環境問題でなくて脱炭素の観点からもどうしても削減が必要でございます。何か最近ですが、しんかい6500で海底3,500メートルところにプラスチックごみがたくさんあったとか、もう深海です、海洋深く3,000メートルから4,000メートルに相当プラスチックの廃材、バケツとか、そういったものがあるそうございますので、ですからどうしても必要ですね。

そして、脱炭素社会に向けては、日本は温室効果ガスの1%に相当する1,500万トンがプラスチックの燃焼で排出していますと、こういうことが言われています。ですから、もう4月から削減の義務、実行しても遅くはないと思うんですね。

それで先ほどの12品目、これについては有料化に踏み切る企業がまだ少ないでございます。そこで企業としては、この新法ができる前から企業努力しまして、いろいろ製品の原料とか素材を研究していますね。植物由来のバイオマスプラスチックを配合したり、紙や木製の素材を使用して対応していると。

そして、この新法の悪いところは、12品目の削減目標は各事業者に委ねていますと、課

長、これはこういうことですか。自主的なやっぱり対応でしょうか。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員に申し上げます。質問は端的にお願いしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ちょっと今の通告外の質問で申し訳ないです。自分でもよく研究して、これからよく質問いたします。行政の範疇を超えた質問はまずいと思いますので、今度はあらかじめ前もってよくヒアリングしてからやります。

そこで課長、この4月から施行したんですから、町でも広報誌を活用して、こういったことも積極的にやっているということを広報誌に記載したほうがいいと思うんですが、そういう点はいかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 分別方法、分別の種類に関しましては、利根町は龍ヶ崎市、河内町と同じように塵芥処理組合を形成しておりますので、処理の仕方は同じ方向で動いているのが現状であります。この法律が施行されましたので、先ほどお話したように、龍ヶ崎市、河内町と連携を取って、その分別の方法も含めて調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） よく理解しました。塵芥処理組合、構成市町村が1市2町ですから調整するのも簡単だと思うんですがね。やっぱり燃やす炉は同じですから、その延命策とか何かでやるのには必要ですよ。各自やったってしょうがないし、やっぱり全部やらないと。

それでは今度、2番目に参ります。

（2）のほうですが、プラスチック新法第6条には、これは通告しましたけれども、プラスチック新法第6条には、地方公共団体の責務という定めがあります。第6条第1項、第2項、第3項とありますが、ここで通告しました第6条第1項と第3項です。これについての法解釈をもし読み解いてもらえれば、課長、お願いします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） プラスチック資源循環促進法第6条第1項では、「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とあり、同条第3項では、「都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と、その責務が規定されております。

現在の処理場の施設は、令和13年まで運用が可能となっております。今後、塵芥処理組合、龍ヶ崎市、河内町と連携して検討していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 御説明ありがとうございました。よく理解いたしました。やっぱり国のほうの法というのは、法文を読んでも、なかなか中が理解できないんですね。町長から分かりやすく御説明いただきまして、その第6条、地方公共団体は何をやったらいいか、目的とか、それよく理解しました。第6条には、この第1項、第2項、第3項から成っています。法というのは詳しく抜け目なく書いてあるんですけども、非常に読み解くのが難しいんです。よく理解しました。

町長がおっしゃるように、そのプラスチック新法というのは、事業者、自治体など、様々な変化が求められています。生活においても、これまで無料だったものが有料化したり、いろいろ町民生活に不便を来します。市町村は家庭からのごみの分別回収に努め、必要に応じて商品化すると、こういうことが書いてありますね。市町村はなかなか、ごみを再商品化できないけれども。

それから、都道府県は市町村に対して取組をサポートするとか、それから今、実際に、大手の飲食店では全てのストローを紙ストローに切り換えたとか、それからフォークやスプーンなども木製にしたとか、いろいろ企業努力をやらないと企業は競争に負けてしまいます。やっぱり企業努力については、消費者が評価するときに来ています。有料にすることは論外としましても、今、広報とねでずっと連載でやっておりますSDGs、これは大分、町民の間にもSDGsは定着しました。

そして、ここで大事なことは、企業努力はSDGsとESG投資、環境と社会と企業統治、これがセットしないとなかなか企業は発展しません。二つがセットして、初めて企業価値を高めて、消費者が評価する時代です。これに企業は生き残りをかけて頑張っております。

次に、今度は2番目のほうに参ります。

2番目は、SDGsが後押しする脱炭素社会の実現でございますが、質問の内容ですが、持続可能な開発目標、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標で、2015年の国連サミットにおいて、全ての加盟国が合意しました。これに関連して、広報とねに、17のゴール、169のターゲットが毎号掲載されています。5月号に掲載してある目標14.海の豊かさを守ろうとプラスチック資源循環促進法との関係について、町長の御所見をお尋ねします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） SDGsの目標14.海の豊かさを守ろうは、海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用するというものです。海洋及び沿岸環境の維持や生態系の回復を図り、2030年までに、漁業、水産養殖及び観光といった海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させることを目的としています。

このうち第1のターゲットとして、2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上

活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減するとあり、プラスチック資源循環促進法の施行により、プラスチックごみの回収を推進することにより、海洋汚染の軽減につながるものと考えております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） せっかくですから、広報にSDGsをずっと連載しています。ちょうど運よく5月号にはSDGs、海の豊かさを守ろうとなっています。内容としては、広報の文面を見ますと、海の資源を守り大切に使おう、私たちが使っているペットボトルやビニール袋などのプラスチックごみが、年間800万トン海に流れ出ています、このように解説しています。これは本当でございます。このことを毎年続けますと、2050年にはプラスチックごみの量が、海の魚の量を上回るとさえ言われています。海洋と海洋資源を持続可能な開発目標に向けて保全し、持続可能な形で利用すると、これが最終目標でございます。

海を汚染するプラスチックごみに世界の関心が集まるようになったのは、ここ近年でございます。プラスチック製ごみが魚網、魚の網に引っかかってもがき苦しむウミガメ、胃の中から大量のポリ袋が発見された鯨、このような事例が報告されております。行政としての御認識をもう一度お尋ねします。それで質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） SDGs、環境問題なんですけど、環境問題は、今、世間の中でも一番話題になっていると言いますか、重要なことだと考えております。

この目標14の海の豊かさを守ろうに関しましても、プラスチック等も再利用などを促進することによって、その環境を維持できると考えておりますので、先ほど1番で答弁しましたとおり、今、塵芥処理組合等関係しています龍ヶ崎市、河内町、利根町と連携をして、削減に向かって進めていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日6月7日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時56分散会